

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管（部）局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の運用について

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金（以下「貸付金」という。）の運用については、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号。以下「政令」という。）等によるほか、これまでも類似の通知によりその取扱いをお示してきたところであるが、自治体からお問い合わせが多い点について、改めて事務運用を明確化すべく下記のとおり通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 債権譲渡

1 債権を譲渡した場合の国への報告について

- (1) 都道府県知事は、管内市町村において、新たに指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の指定等があつて、指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和 38 年政令第 11 号）第 3 条に基づき、当該指定都市等へ債権を譲渡した場合は、別添 1「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金債権の譲渡に伴う債権譲渡価格及び支払い条件に関する報告書（以下「報告書」という。）」を、原則として、指定等のあつた会計年度の 3 月末日までに厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 厚生労働大臣は、提出された報告書に基づき、債権の譲渡価格及び支払条件について、総務大臣及び財務大臣に協議を行い、原則として、報告書が到達した日の翌会計年度内にその結果を、債権を譲渡する自治体及び債権の譲渡を受ける自治体に通知すること。

2 債権の譲渡価格について

債権の譲渡価格は、原則として、「債権譲渡総額（※1）」から「国の債権額（※2）」及び「債権放棄額（利子を含む）（※3）」を差し引いた額とする。

※1 指定都市又は中核市指定日現在、当該市内に住所を有する借受人に係る

- ① 指定日現在における据置期間中の資金についての指定日以降に償還すべき額
 - ② 償還期間中の資金についての指定日現在の滞納額及び指定日以降に償還すべき額
 - ③ 継続貸付中の資金についての指定都市の指定日の前日までの既貸付額に対応する償還すべき額
- を合算したもの

※2 元金に原資投入総額における国庫借入額の割合を乗じたもの

「元金 × 国庫借入額 / 原資投入総額 = 国の債権額」

※3 過去3年間における平均償還率を用いて、3年間分の償還見込みを算出したもの

3 支払い条件について

償還期限等の支払条件については、地域の実情を踏まえ、債権を譲渡する自治体及び債権の譲渡を受ける自治体において検討すること。ただし、第1の1（2）に定めるとおり、債権の譲渡価格等については、原則として、報告書が到達した日の翌会計年度内に協議の結果を通知するため、それを踏まえた支払条件とすること。

4 借用書の提出について

厚生労働省大臣より、債権の譲渡価格及び支払条件について報告を受けた債権を譲渡する自治体は、別添2「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の規定及び指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和38年政令第11号）第8条において準用する第3条第1項に規定する国の貸付金の額が減額されたことに伴う福祉資金貸付金借用証書」を、債権の譲渡を受ける自治体は、別添3「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の規定及び指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和38年政令第11号）第8条において準用する第3条第1項に規定する国の貸付金の額が決定されたことに伴う福祉資金貸付金借用証書」を別に定めるところにより提出すること。

5 会計処理について

特別会計から一般会計への繰入れについては、法第37条及び政令第43条において定められているところ、債権の譲受に伴い市町村が都道府県に支払う額については、地域の実情に応じて、法第37条第2項第2号に定める「当該都道府県が当該年度の前々年度までに福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とみなして差し支えないこと。

第2 高等教育の修学支援新制度

1 高等教育の修学支援新制度の活用等について

ひとり親家庭等より、本貸付金（修学資金又は就学支度資金）の活用について相談があった場合は、まずは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）を活用することが望ましいことから、別添4「お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ（在学生向け）」及び「お金の心配なく学びたい生徒のみなさんへ（高校生向け）」等に基づき、新制度の活用予定を聞き取り、活用していない場合は活用するよう促すこと。

2 貸付金と新制度の併用について

新制度の活用を予定又は検討しているひとり親家庭等に対しては、

- ・ 新制度を活用する場合、入学金等を一旦徴収され、入学後に減免が確定した際に、減免相当額が還付されることがあるが、その場合であっても入学金等の徴収の際には本貸付金の活用が可能であること
 - ・ ただし、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する必要があること
 - ・ このため、本貸付金により借り受ける額は事前によく検討することが必要であること及び新制度による給付金の入金が始まった場合には、貸付金と新制度による支援を受けるひとり親家庭等の償還能力等に鑑み、毎月の貸付金額を減額することが望ましいこと
 - ・ 新制度の活用の有無について、自治体から独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）へ照会する場合があること
- 等についてあらかじめ説明すること

3 新制度による支援の確認について

新制度による支援の確認については、新制度による支援を受ける者に対して、大学又は機構が発出する通知等により確認すること。

なお、通知等による確認ができない場合においては、毎年7月（秋入学の場合は1月）に別添5「高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）による支援について（照会）」により、機構へ、借受人の給付型奨学金の受給状況を照会することも可能であること。

この場合において、機構からは給付奨学生として採用された者についてのみ情報提供が可能であり、機構へ過度な負担が生じないように、配慮いただくようお願いする。また、機構に照会する際は、都道府県において管内市町村（指定都市及び中核市を除く）分を取りまとめの上、提出すること。

4 新制度の対象となった者への貸付について

新制度の対象となった者への貸付については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行における母子父子寡婦福祉資金の運用上の留意事項について」（令和2年4月13日付子家発0413第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において示しているところである。

特に償還手続については、

- ・ 償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、借受人等に対しては、授

業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めること。

- ・ 借受人等に対して償還を求めるに当たって、借受人等の経済状況等を勘案して上記取扱いが困難であると認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること。
- ・ やむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、政令第19条第1項（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還の猶予を行うことが可能であること（借受人が就学等を継続している期間は、政令第19条第1項第2号の要件に該当する 경우가多く、やむを得ない場合については、当該規定の活用が可能であること。）。

に留意すること。

また、貸付及び償還手続の具体例について、別添6のとおりお示しするので参照されたい。なお、実際の償還方法等については、個々の家庭の経済状況や生活実態を踏まえ、検討すること。

第3 その他

1 貸付金の申請手続について

本貸付金の申請手続など、貸付業務に必要な事項については、政令第23条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）等に基づき、都道府県知事において定められているところであるが、貸付を必要とするひとり親家庭等に対し、迅速な貸付が行われるよう、面談回数の縮小や、添付書類の省略等、可能な限り手続きの簡素化等に配慮いただくようお願いする。

2 保証人を立てない場合の貸付について

本貸付金においては、政令第9条第1項（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に掲げる資金（母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金若しくは母子就学支度資金、父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金若しくは父子就学支度資金又は寡婦修学資金、寡婦修業資金若しくは寡婦就学支度資金）を除き、保証人を立てない場合であっても貸付が可能となっている。一方、これらの資金以外の資金に貸付を行う場合であっても、一部の自治体における実務運用において、保証人を立てることを貸付要件としている事例が見られると承知しているが、貸付を必要とするひとり親家庭等に対し、適切に貸付が行われるよう配慮いただくようお願いする。

3 償還金の支払い猶予について

政令第19条第1項第1号において「災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由」を猶予を受けられる場合として規定しているが、「その他やむを得ない理由」については、従前より「失業、極度の事業不振等が考えられる」旨をお示ししているところである。また、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払い猶予等の取扱いについて」（令和2年3月19日事務連絡）において、「新型コロナウイルス感染症の影響により、支払い期日に償還を行うことが著しく困難になった場合」も「その他やむを得ない理由」に該当することをお示ししている。適切に猶予が受けられるようこれらに留意いただくようお願い

する。

なお、新制度による支援を受けた者については、第2の4で述べたとおり、政令第19条第1項第2号の要件に該当する場合が多く、必要に応じて、償還金の支払を猶予することができることに留意すること。

(別添1)

番 号
日 付

厚生労働大臣 殿

〇〇〇知事

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金債権の譲渡に伴う
債権譲渡価格及び支払い条件に関する報告書

標記について、債権の譲渡価格及び支払い条件等に関し、〇〇市と協議の結果、別紙のとおり合意しましたので、下記添付書類を添えて報告します。

記

<添付書類>

1. 債権の譲渡価格及び支払条件について（別添様式）
2. 協議事項の分かる資料（様式任意）
3. 市の同意書の写し（様式任意）
4. その他参考資料

(別添様式)

債権の譲渡価格及び支払条件について (〇〇県→〇〇市)

貸付金財源投入総額	債権譲渡総額	譲渡価格
投入総額 母子父子寡婦福祉資金貸付金 _____円 (_____%) ・ 国庫貸付金分 _____円 (_____%) ・ 県費繰入金分 _____円 (_____%)	債権譲渡総額 _____円 ・ 元金 _____円 (_____%) 国庫貸付金分 _____円 (_____%) 県費繰入金分 _____円 (_____%) ・ 利子 _____円	_____円

放棄額及び放棄率	放棄率の算出方法	支 払 条 件	
_____円 ・ 滞納元金の _____% ・ 未調定元金の _____% ・ 利子の _____%		償還期限 ○年度 ○年度～○年度 ・ ○年間の年賦払 ・ 無利子	償還額 _____円 _____円

(記入例)

(別添様式)

債権の譲渡価格及び支払条件について(〇〇県→〇〇市)

貸付金財源投入総額	債権譲渡総額	譲渡価格
母子福祉資金貸付金の投入総額(昭和28年度(制度創設)から平成5年までの国庫貸付金と県費繰入金の累計額)と寡婦福祉資金貸付金の投入総額(昭和44年度(制度創設)から平成5年度までの寡婦福祉資金貸付金についての国庫貸付金と県費繰入金の累計額)を足したものに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の投入総額(平成6年度から指定都市の指定日の前日まで)を加えた額。	譲渡対象となる債権の額は、中核市指定日現在、当該指定都市の市内に住所を有する借受人に係る ①指定日現在における据置期間中の資金についての指定日以降に償還すべき額 ②償還期間中の資金についての指定日現在の滞納額及び指定日以降に償還すべき額 ③継続貸付中の資金についての指定都市の指定日の前日までの既貸付額に対応する償還すべき額の合算である。	債権譲渡総額から国庫貸付金分、債権放棄額(利子を含む)を差し引いた額
投入総額 母子父子寡婦福祉資金貸付金 750,000,000円(100.00%) ・国庫貸付金分 500,500,000円(66.67%) ・県費繰入金分 250,000,000円(33.33%)	債権譲渡総額 90,010,000円 ・元金 90,000,000円(100.00%) 国庫貸付金分 60,000,000円(66.67%) 県費繰入金分 30,000,000円(33.33%) ・利子 10,000円	29,010,000円

放棄額及び放棄率	放棄率の算出方法	支払条件
1,000,000円 ・滞納元金の 50.0% ・未調定元金の 5.0% ・利子の 100.0%	・滞納分、未調定分ともに譲渡先区域における3年分を積み上げ(3年間の見込) * 1年目～3年目のそれぞれの平均償還率を算出	償還期限 償還額 ・初年度～5年間 5,802,000円 ・5年間の年賦払 ・無利子

(別添2)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定及び指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令(昭和38年政令第11号)第8条において準用する第3条第1項に規定する国の貸付金の額が減額されたことに伴う福祉資金貸付金借用証書

都道府県名	
借入金額	
用途	
償還方法	

(注) 借入金額は、昭和28年度から平成5年度までに母子福祉資金として国から借り入れた貸付金の額と昭和44年度から平成5年度までに寡婦福祉資金として国から借り入れた貸付金の額と、平成6年度から中核市指定年度の前年度までに母子父子寡婦福祉資金として国から借り入れた貸付金の額の合計額から、今回減額となった貸付金の額を差し引いた額を記載すること。

(記入例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定及び指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令(昭和38年政令第11号)第8条において準用する第3条第1項に規定する国の貸付金の額が減額されたことに伴う福祉資金貸付金借用証書

都道府県名	〇〇県
借入金額	金〇〇円
用途	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童及び民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、特別会計を設けて母子及び父子並びに寡婦福祉資金を貸し付けるものである。
償還方法	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項、同法施行令第42条及び第44条、同法施行規則第12条の各規定及びその他関係法令等を遵守し、国庫に返還する。

(注) 借入金額は、昭和28年度から平成5年度までに母子福祉資金として国から借り入れた貸付金の額と昭和44年度から平成5年度までに寡婦福祉資金として国から借り入れた貸付金の額と、平成6年度から中核市指定年度の前年度までに母子父子寡婦福祉資金として国から借り入れた貸付金の額の合計額から、今回減額となった貸付金の額を差し引いた額を記載すること。

(別添3)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定及び指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和38年政令第11号）第8条において準用する第3条第1項に規定する国の貸付金の額が決定されたことに伴う福祉資金貸付金借用証書

中核市名	
借入金額	
用途	
償還方法	

(注) 借入金額は、今回指令された金額を記載すること。

(記入例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定及び指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和38年政令第11号）第8条において準用する第3条第1項に規定する国の貸付金の額が決定されたことに伴う福祉資金貸付金借用証書

中核市名	〇〇市
借入金額	金〇〇円
用途	<p>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童及び民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、特別会計を設けて母子及び父子並びに寡婦福祉資金を貸し付けるものである。</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第1項に基づき、〇〇県が母子及び父子並びに寡婦福祉資金の財源とするために借り受けた分の債務について、(元号)〇〇年〇月〇日に〇〇市が中核市に移行し、〇〇県から〇〇市に債権が譲渡されたことに伴い、国が〇〇市に貸し付けたとみなされる。</p>
償還方法	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項、同法施行令第42条及び第44条、同法施行規則第12条の各規定及びその他関係法令等を遵守し、国庫に返還する。</p>

(注) 借入金額は、今回指令された金額を記載すること

お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ(在學生向け)

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

申請期間

2021年4月以降(学校ごとに異なります)

- 2020年度に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込めます!
- 収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)
- 特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!
 - ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
 - ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は,
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

申請期間 2021年4月以降(学校ごとに異なります)
※2020年度は終了していますが、進学後に大学等にて申し込むことができます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



「学びたい気持ちで応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については、各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

(別添5)

日 付

独立行政法人日本学生支援機構 殿

〇〇県

高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）による支援について（照会）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の事務に必要なため、下記の者に対する大学等における支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）による支援の有無について照会します。

記

氏 名	カ ナ	生年月日（西暦）	在籍大学の名称
機構 太郎	キコウ タロウ	20051201	機構大学

※都道府県において管内市町村（指定都市及び中核市を除く）分を取りまとめの上、提出すること。

※生年月日は西暦で8桁の算用数字で記載すること。

※毎年7月（秋入学の場合1月）に日本学生支援機構に照会することが出来ます。

(別添6)

新制度の対象となった者への貸付について

I. 授業料について、予め大学に支払った後、新制度により還付される場合

ケース1：新制度による支援を受けた後、速やかに母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸付額を減額

- 母子父子寡婦福祉資金修学資金：月額 146,000 円 (①)
 - ⇒ 6 月分より 70,200 円に減額 (②) 【①－④】
 - ⇒ 8 月分より 11,867 円に減額 (③) 【①－ (④＋⑦)】
- 給付型奨学金：月額 75,800 円 (④)
 - ・ 4,5 月分は、5 月 15 日 151,600 円を入金 (⑤)
 - ・ 6 月分以降は、毎月 10 日に 75,800 円を入金
- 授業料の減免 700,000 円 (前期分 350,000 円 (⑥)、1 か月あたり 58,333 円 (⑦))
 - ・ 前期分は 7 月 31 日に入金

	母子父子寡婦福祉資金修学資金	給付型奨学金	授業料減免	償 還
4 月	146,000 円貸付 (①)	—	—	—
5 月	146,000 円貸付 (①)	151,600 円入金 (⑤)	—	151,600 円 (11 月 15 日までに償還)
6 月	70,200 円貸付 (②)	75,800 円入金 (④)	—	—
7 月	70,200 円貸付 (②)	75,800 円入金 (④)	350,000 円入金 (⑥)	233,332 円 (⑦×4 月分) (1 月 31 日までに償還)
8 月	11,867 円貸付 (③)	75,800 円入金 (④)	—	—
9 月	11,867 円貸付 (③)	75,800 円入金 (④)	—	—

ケース 2 : 母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸付額の減額手続が遅れた場合

- 母子父子寡婦福祉資金修学資金：月額 146,000 円 (①)
 - ⇒ 9 月分より 11,867 円に減額 (②) 【① - (③ + ⑥)】
- 給付型奨学金：月額 75,800 円 (③)
 - ・ 4,5 月分は、5 月 15 日 151,600 円を入金 (④)
 - ・ 6 月分以降は、毎月 10 日に 75,800 円を入金
- 授業料の減免 700,000 円 (前期分 350,000 円 (⑤)、1 か月あたり 58,333 円 (⑥))
 - ・ 前期分は 7 月 31 日に入金

	母子父子寡婦福祉資金修学資金	給付型奨学金	授業料減免	償 還
4 月	146,000 円貸付 (①)	—	—	
5 月	146,000 円貸付 (①)	151,600 円入金 (④)	—	151,600 円 (11 月 15 日までに償還)
6 月	146,000 円貸付 (①)	75,800 円入金 (③)	—	75,800 円 (12 月 10 日までに償還)
7 月	146,000 円貸付 (①)	75,800 円入金 (③)	350,000 円入金 (⑤)	75,800 円 (1 月 10 日までに償還) 350,000 円 (1 月 31 日までに償還)
8 月	146,000 円貸付 (①)	75,800 円入金 (③)		75,800 円 (2 月 10 日までに償還)
9 月	11,867 円貸付 (②)	75,800 円入金 (③)		

II. 授業料について、新制度により減免され、事前の支払いが不要な場合

ケース1：新制度による支援を受けた後、速やかに母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸付額を減額

- 母子父子寡婦福祉資金修学資金：月額 146,000 円 (①)
 - ⇒ 4 月分より 87,667 円を貸付 (②) 【①－⑥】
 - ⇒ 6 月分より 11,867 円に減額 (③) 【①－ (④＋⑥)】
- 給付型奨学金：月額 75,800 円 (④)
 - ・ 4,5 月分は、5 月 15 日 151,600 円を入金 (⑤)
 - ・ 6 月分以降は、毎月 10 日に 75,800 円を入金
- 授業料の減免 700,000 円 (1 か月あたり 58,333 円 (⑥))
 - ・ 3 月に適用を確認

	母子父子寡婦福祉資金修学資金	給付型奨学金	授業料減免	償 還
3 月	—	—	(通知等により適用を確認)	—
4 月	87,667 円貸付 (②)	—	—	—
5 月	87,667 円貸付 (②)	151,600 円入金 (⑤)	—	151,600 円 (11 月 15 日までに償還)
6 月	11,867 円貸付 (③)	75,800 円入金 (④)	—	—
7 月	11,867 円貸付 (③)	75,800 円入金 (④)	—	—
8 月	11,867 円貸付 (③)	75,800 円入金 (④)	—	—
9 月	11,867 円貸付 (③)	75,800 円入金 (④)	—	—

ケース 2 : 母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸付額の減額手続きが遅れた場合

- 母子父子寡婦福祉資金修学資金：月額 146,000 円 (①)
 - ⇒ 4 月分より 87,667 円を貸付 (②) 【①－⑥】
 - ⇒ 9 月分より 11,867 円に減額 (③) 【①－ (④+⑥)】
- 給付型奨学金：月額 75,800 円 (④)
 - ・ 4,5 月分は、5 月 15 日 151,600 円を入金 (⑤)
 - ・ 6 月分以降は、毎月 10 日に 75,800 円を入金
- 授業料の減免 700,000 円 (1 か月あたり 58,333 円 (⑥))
 - ・ 3 月に適用を確認

	母子父子寡婦福祉資金修学資金	給付型奨学金	授業料減免	償 還
3 月	—	—	(通知等により適用を確認)	—
4 月	87,667 円貸付 (②)	—	—	—
5 月	87,667 円貸付 (②)	151,600 円入金 (⑤)	—	151,600 円 (11 月 15 日までに償還)
6 月	87,667 円貸付 (②)	75,800 円入金 (④)	—	75,800 円 (12 月 10 日までに償還)
7 月	87,667 円貸付 (②)	75,800 円入金 (④)	—	75,800 円 (1 月 10 日までに償還)
8 月	87,667 円貸付 (②)	75,800 円入金 (④)	—	75,800 円 (2 月 10 日までに償還)
9 月	11,867 円貸付 (③)	75,800 円入金 (④)	—	—